

益田市放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）募集要項について

1. 趣旨

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全育成を図るものである。

2. 益田市放課後児童クラブ一覧

名 称	小学校区	場 所	定員（※）
めだか第1	益 田	島田家	40名
めだか第2			40名
トマト第1	吉 田	吉田小学校隣接専用施設	40名
トマト第2		吉田小学校隣接専用施設	40名
トマト第3		吉田小学校敷地内専用施設	25名
トマト第4		吉田小学校	32名
あっとほ〜むチャイルド		あけぼの西町テナント	40名
いちご第1	高 津	高津小学校	40名
いちご第2		高津小学校	40名
どんぐり	吉田南	吉田南小学校	40名
さくら	安 田	安田小学校	39名
鎌手	鎌 手	下の中集会所	30名
つくしんぼ	豊 川	豊川公民館	40名
わくわく第1	西益田	西益田小学校	30名
わくわく第2		西益田小ボランティアハウス	26名
いきいき	中 西	旧中西駐在所	22名
東仙道	東仙道	教職員住宅	20名
都茂	都 茂	美都分庁舎別館	30名

※場所、定員については、変更となる場合があります。

3. 開設時間、開設期間等

開設期間	開設時間
平 日	放課後から午後6時まで
土 曜 日	午前7時30分から午後6時まで
長期休業日（春・夏・冬休み）及び代休日	午前7時30分から午後6時まで
延 長 利 用	午後6時から午後6時30分まで
再延長利用 ※設定されているクラブのみ	午後6時30分から午後7時まで
閉設期間	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜、祝日 ・8月14日～8月16日、12月30日～1月3日

※開設期間等はクラブによって異なる場合があります。

4. 利用者負担金（利用料）

利用者負担金については、令和6年4月1日から下記のとおり改正しております。

①基本負担金

毎月定額でお支払いいただく負担金です。

負担金種別	1人目負担金額	2人目以降負担金額
小学1年生～小学3年生	6,500円/月	5,000円/月
小学4年生～小学6年生	7,500円/月	6,000円/月
※生活保護世帯	全額免除	
※準要保護世帯	4,000円/月減額	

※免除・減額に該当する場合は、「基本負担金減免申請書」をご提出ください。

②加算負担金

利用回数に応じてお支払いいただく負担金です。

負担金種別	負担金額	
土曜日利用負担金	300円/回	
長期休業日等利用負担金	300円/回	※上限3,000円/月
延長利用負担金	300円/回	※上限3,000円/月
再延長利用負担金	300円/回	

③その他

負担金種別	負担金額
活動費（教材費、おやつ代等）	約1,500円/月 ※クラブによって異なります。
スポーツ安全保険（全員加入）	800円/年（令和8年度掛金）

5. 入会申込について

令和8年度の入会申込から申請者が窓口に行けなくても入会申込ができるよう、オンラインでの申請受付を開始します。申込フォーム等詳細については下記QRコードや市ホームページ等でご確認ください。

受付期間：令和7年12月1日（月）～12月26日（金）

新規申込：市子ども福祉課または美都地域総務課での手続き、オンライン

継続申込：在籍されている児童クラブへ必要書類を提出またはオンライン

注 意：①申込の際は、同意書の内容をよく確認してください。

②定員を超える場合は、低学年児童（1年生から3年生）を優先します。

③入会の可否は、令和8年1月下旬頃に通知等でお知らせします。

④入会ができない場合は、待機児童として登録され、定員に空きが出た際、判定により優先順位の高い待機児童より連絡をします。

⑤特別な配慮を必要とする可能性がある際は、面談を行う場合がありますのでご協力いただきますようお願いいたします。



オンライン申請 QR コード